令和８年琴平町公告第43号

令和８年10月19日付け令和８年琴平町公告第34号の一部を次のとおり変更する。

令和８年11月９日

琴平町長　片岡英樹

【修正後】

14	入札及び開札	
	① 日時	令和８年12月９日（水）14時00分
	② 場所	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町役場　２階　第二会議室
	③入札方法	(1)入札は~~持参~~郵便によることと~~し~~する。~~、郵便又は伝送による入札は認めない。~~ただし、郵送は書留郵便に限り、入札日の午前11時までの必着とする。 (2)代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。 (3)入札回数は一回とする。初度の入札において落札者が決定しない場合は、再度入札を行わず、落札者なしとする。 (4)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相応する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等による課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

【修正前】

14	入札及び開札	
	③ 日時	令和８年12月９日（水）14時00分
	④ 場所	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町役場　２階　第二会議室
	③入札方法	(1)入札は持参によることとし、郵便又は伝送による入札は認めない。 (2)代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。 (3)入札回数は一回とする。初度の入札において落札者が決定しない場合は、再度入札を行わず、落札者なしとする。 (4)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相応する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等による課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。